

事務連絡
令和4年1月19日
(令和4年7月29日一部改正)

県内事業者 各位

岡山県保健福祉部
新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者のうち事業者の業務に従事する者の待機解除に関する取扱いの期間変更について

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、平素から御理解、御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、オミクロン株の患者として取り扱われる陽性者の濃厚接触者については、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正）付け厚生労働省事務連絡）等を踏まえ、事業者の業務に従事する者について、社会機能維持者であるか否かに関わらず、待機期間の経過を待たずに、一定の条件で検査が陰性であった場合には、待機が解除できることとしています。

このたび、BA.5系統への置き換わりが進む中で、感染者が急増しており、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、濃厚接触者の待機期間の見直しを行いました。なお、令和4年7月22日付けで厚生労働省事務連絡が一部改正されたことを鑑み、令和4年7月22日から適用することとし、同日時点で濃厚接触者である者にも適用できることとします。

つきましては、事業者におかれましては、次の点に留意の上、適切に待機解除の取扱いを実施して下さるようよろしくお願いいたします。

(主な改正箇所は太字下線)

記

1 事業の業務従事者の待機解除の取扱い

- (1) 事業者において、業務の必要性を適切に判断し、業務に従事させる必要があると判断する場合に行うこと。なお、当該業務従事者の選定は、事業者において行うこと。
- (2) 無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除するものであること。
- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、最終曝露日を0日として2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、3日目から解除が可能であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、確認書（別紙）の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。ま

た、検査体制が整っている医療機関等は、当該確認書の提出は不要であること。

なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入するとともに、使用期限内のキットを使用すること。また、本県が実施している新型コロナウイルス感染症無料検査事業による検査の結果をもって待機の解除は行わないものであること。

- (4) 事業者は、当該業務従事者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から当該業務従事者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。

なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。

- (5) 当該業務従事者の陰性が確認された場合に待機を解除することについて、保健所への確認や連絡は不要であること。

- (6) 待機解除後に業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、事業者から当該業務従事者に対して、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問（受診等を目的としたものは除く。）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

2 県ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/page/759292.html>

3 薬事承認済みの抗原定性検査キット（厚生労働省ホームページ）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

- (2) 一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

(お問い合わせ先)

岡山県保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室
患者情報班 電話：086-226-7960